

提案箱の回答(回答:3月17日時点)

(2025年3月受付)

この提案箱を見ていると、十人十色で本当に色々な意見や要望が書かれていて、まあ無理難題やそもそも市に関係ない話も結構ある。しかし市からの回答もあまりにもだなと思うこともある。

わたしも書いたやすらぎに関する意見は他にも書かれていて、趣旨が同じと勘違いしたのか、手抜きなのか、昔から決まっているコトなので納得しろというシャットアウトの意思表示なのか、判で押したというか本当にコピーアンドペーストの回答。うるさい市民の相手はめんどくさいですか？

回答する部署の差か担当者の差かわからないが、もう少し質の統一というか向上なるとかならないか。

回答

いただいたご意見は、それぞれの内容を確認したうえで、回答を作成しています。ご意見の内容によっては同じ回答となる場合もありますので、ご理解いただきますようよろしくお願いします。

環境課(2025年3月回答(3月17日～3月21日))

カテゴリ	その他 > その他
担当部門	環境課
公開日	2025年04月03日
受付日	2025年03月07日
管理番号	P00002182

地元の墓地の運営について(回答:3月17日時点)

(2025年3月受付)

おばが使っている地元の墓地の高齢の管理者が、後継者がいなくて前に市に相談したところ、代わりに市が管理することはできないと言われたらしいです。

おばから話を聞いたときは市内にいくつもある墓地の面倒まで市が見ていたらキリがないので仕方ないと思いましたが、提案箱で書かれていた墓地の経営主体は地方公共団体が原則という国の指針があるなら、運営の引き継ぎを希望する地元の墓地の運営もお願いできますか？

断られたと聞いたのは何年前か前ですが、今も状況は変わってないと思います。

回答

伊勢やすらぎ公園墓所は、市が整備計画を立て、伊勢市霊園公社が整備したもので、造成、分譲を行った後は、市が管理運営することとしていました。

こうした経緯、更には国の指針も踏まえ、伊勢やすらぎ公園墓所の市営化を進めているところであり、地元の墓地については、後継者の問題も承知はしていますが、引き続き現在の管理者において管理をお願いしたいと考えています。

環境課(2025年3月回答(3月17日～3月21日))

カテゴリ	その他 > その他
担当部門	環境課
公開日	2025年04月03日
受付日	2025年03月14日
管理番号	P00002183

伊勢市観光文化会館における条例違反について(再質問)(回答:3月17日時点)

(2025年3月受付)

2月22日にした質問に回答頂きありがとうございます。

頂きました回答を拝見し、再質問させていただきます。

回答に、「物品の販売手数料につきましては、条例、施行細則では別に定めることとしており(後略)」とありますが、条例、施行細則のどこに別に定めると規定されていますか？

私は、条例、施行細則、料金表を何度も確認した上で、そのような文言が一切確認出来なかった為、質問した次第ですが、頂いた回答が条例、施行細則に定めてあるとあり大変驚いております。

条例、施行細則には、

条例第12条第2項

利用料金は、別表第1及び別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者が定めるものとする。

施行細則第12条

何人も会館の建物及び敷地内において、物品の販売、広告(中略)。ただし、指定管理者の許可を受けた場合は、この限りでない。

と規定されており、物品販売手数料の徴収に関する規定はありません。もちろん、料金表にもありません。

ついては、物品の販売手数料が条例、施行細則の第何条第何項に定めてあるのか具体的にお示し願います。

回答

物品の販売手数料につきましては、伊勢市観光文化会館条例施行規則第12条におきまして、

何人も会館の建物及び敷地内において、物品の販売、広告、(中略)これに類する行為

をし、又はさせてはならない。ただし、指定管理者の許可を受けた場合は、この限りではない。

と定め、「伊勢市観光文化会館の貸館業務等に関する細則」の(7)各種手数料取扱い、

1. 物販手数料の中に規定しています。

なお、細則の内容はホームページ等には掲載しておりませんがシンフォニアテクノロジー響ホール伊勢(伊勢市観光文化会館)の貸館予約の際に利用内容の相談に応じてお伝えするようにしています。

利用者の方には、貸館内容に応じて利用料金を早い段階でご案内できるように努めて参りたいと考えております。

貸館内容に該当する細則につきましては、文化政策課にお問い合わせください。

カテゴリ	その他 > その他
担当部門	文化政策課
公開日	2025年04月03日
受付日	2025年03月04日
管理番号	P00002184

伊勢市の「フェイスブック」「X」「LINE」「YouTube」について (回答:3月18日時点)

(2025年2月受付)

広報いせの裏表紙に「フェイスブック」「X」「LINE」「YouTube」のQRコードが載っている。

1、このツールの情報量は、何メガバイトでしょうか。

2、このツールは伊勢市が有料で業者に情報料を払っているのでしょうか。

3、有料ならいくらでしょう、無料なら伊勢市は「ただのり」しているのでしょうか。

4、「X」を伊勢市は使い続けますか。

5、LINEヤフーの大株主は株式雑誌「四季報」を見ておりますと63.5%持つAホールディングス(ネイバー韓国企業)これでも使い続けますか。

(LINEの利用者情報が業務委託先の中国の関連会社で閲覧できる状態になっていたのは2021.3月に発覚した。)

(メッセージのやりとりや通話が無料でできるLINEは国内の利用者が9600万人にのぼり行政手続きに使う自治体が多い。

2024(令6)3月総務省がLINEヤフーを2回行政指導している

回答

1、2022年12月23日付で回答いたしましたとおりとなりますが、QRコードは、ご指摘のとおり「広報いせ」でも活用している二次元コードの一つで、数字・英字・漢字・かななどを扱うことができ、数字のみの場合7,089文字までの情報量を扱うことができるとされています。「広報いせ」では、二次元コード自体に記事を収録しているのではなく、掲載記事の情報についてインターネット上の該当ページに容易にアクセスしていただくため、そのURLを収録し活用しています。

2、広報いせに掲載する二次元コードについて、費用はかかっておりません。

3、上記のとおりです。

4、市では、各種の情報を皆さまに適切な時期に適切な手段でお伝えするための有効な手段として、広報いせだけでなく、ホームページやX、Facebook、LINEなどのデジタル媒体を活用しております。今後も効果的な情報発信について研究してまいります

ので、ご理解いただきますようお願いいたします。

5、伊勢市公式LINEでは、国が示すガイドラインに基づき、LINEヤフー社のシステムとは別に、市が別途契約を行ったシステム事業者のデータベースで適切に個人情報进行管理しています。市民の皆様が使いやすく、安心して利用いただけるようサービスを提供していきたいと考えております。ご理解いただきますようお願いいたします。

広報広聴課、デジタル政策課(2025年3月回答(3月17日～3月21日))

カテゴリ	その他 > その他
担当部門	広報広聴課
公開日	2025年04月03日
受付日	2025年02月27日
管理番号	P00002185

パソコンの回収(回答:3月21日時点)

(2025年2月受付)

パソコンには半導体以外に「金」が使用され、鉱山から金を探すより、廃棄されたPCから「金」を取り出せる事が判っていながら、個人に廃棄代を払えと、伊勢市は国に反発する気はないのか。

無料回収は新聞等で見ますがPCは樹脂で出来ている、金のこで切断し廃金属で出せば廃棄代はかからない、「金」が取れるなら個人に一定額を払うべきと思うは私だけか。

回答

使用済みのパソコンは「資源の有効な利用の促進に関する法律」により、メーカーによる回収とリサイクルが義務づけられており、伊勢市と提携している環境省認定の回収事業者「リネットジャパンリサイクル株式会社」へ回収を申し込んでいただければ、平成15年10月以降に販売された製品は無料で回収されます。それより古いパソコンの場合、メーカーで対応していただくのが基本ですが、それが難しい場合は、有償になりますが「一般社団法人パソコン3R推進協会」が対応しています。

パソコンは金以外のプラスチックや銅、鉄、アルミ等も資源化されますので、分解せずお出しいただくようご理解とご協力をお願いいたします。

ごみ減量課(2025年3月回答(3月17日～3月21日))

カテゴリ	くらし・環境 > ごみ
担当部門	ごみ減量課
公開日	2025年04月03日
受付日	2025年02月27日
管理番号	P00002186